

# 伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間の延長

令和元年 10 月 29 日  
伊賀市まち・ひと・しごと創生本部

## 1 基本認識

### (経緯と現在位置)

- 2017（平成 29）年 6 月、「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、伊賀市総合戦略）」の政策パッケージごとに実施する各施策を紐づけている第 2 次伊賀市総合計画「第 1 次再生計画」が「第 2 次再生計画」に改定されたこと、また、伊賀市総合戦略は策定後 2 年が経過し計画期間の中間点を迎えたことから、2018（平成 30）年 3 月に、伊賀市総合戦略の各種統計データの更新、施策・事業の体系の見直し、目標達成に向けた進捗率の確認など、所要の改定を行った。
- 伊賀市総合戦略は、本年度が最終年であり、これまでの取組の進捗状況を検証するとともに総仕上げに取り組む必要がある。併せて、地方創生の深化に向け、切れ目ない取組を進めるため次期の伊賀市総合戦略の策定が求められている。

### (第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けた国の動き)

- 本年 6 月 21 日、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」が閣議決定され、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、国総合戦略）」の方向性として、従来の「4 つの基本目標」及び「地方創生版・三本の矢」の枠組を維持することと、6 項目の「第 2 期における新たな視点」を取組の重点とすることが示された。
- 本年 12 月に、第 2 期国総合戦略が策定される予定であり、市区町村は、まち・ひと・しごと創生法の規定に基づき、国総合戦略及び「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、「市区町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に努めなければならないとされている。

### (総合戦略と総合計画の関係性)

- 地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年 6 月版）

#### 6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

(中略) 総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。

(県の動き)

- 2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4年間を計画期間とする「(仮称) みえ県民カビジョン・第三次実行計画」を「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の次期総合戦略としても位置づける。

## 2 次期の伊賀市総合戦略の策定に向けた基本的な考え方

- 次期の伊賀市総合戦略を、2021（令和3）年度から2024（令和6）年度までを計画期間とする伊賀市総合計画次期基本計画へ統合・一本化するため、現行の伊賀市総合戦略の計画期間を1年間延長する。

(理由)

- 伊賀市総合戦略と伊賀市総合計画の基本的な考え方や方向性、計画期間を一致させることで、より一体的に取り組むことができる
- 「伊賀市総合計画等策定本部」と「伊賀市まち・ひと・しごと創生本部」を統合することで、進行管理を一本化し事務の効率化を図ることができる
- 次期の伊賀市総合戦略の策定に係る事務と経費を軽減することができる  
また、統合・一本化により個別の改定が不要となる
- 次期の伊賀市総合戦略の策定に向けて、現行の伊賀市総合戦略の効果検証ならびに第2期国総合戦略等を勘案する時間的余裕が生まれる

<計画期間イメージ>

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	市長任期		市長任期				市長任期				
	第2次伊賀市総合計画基本構想（おおむね10年）										
従前	第1次再生計画		第2次再生計画				次期基本計画				
		現行 伊賀市総合戦略				第2期伊賀市総合戦略（仮称）					
統合 (案)	第1次再生計画		第2次再生計画				次期基本計画（第2期伊賀市総合戦略（仮称））				
		現行 伊賀市総合戦略				延長					

## 3 延長の経緯

2019（令和元）年

- 8～10月 伊賀市まち・ひと・しごと創生本部プロジェクト会議（進捗状況の確認）
- 10月 伊賀市まち・ひと・しごと創生本部会議（延長を決定）
- 12月 伊賀市議会議員全員協議会